



平成 18 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 **ダイコク電機株式会社**
代表者名 代表取締役社長 栢森雅勝
(コード番号 6430 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役総務セク長 伊藤茂年
TEL(0568)88-7111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年6月6日開催の取締役会において、平成18年6月29日開催予定の第33期定時株主総会において下記の通り「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の業務範囲の拡大に対応するため、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加するものであります。

株主の皆様への周知性の向上及び公告手続きの合理化をはかるため、「会社法」(平成17年法律第86号)の規定に基づき、現行定款第4条に定める公告の方法を電子公告に変更するものであります(変更案第5条)。また、併せて電子公告ができないときの公告方法も定めるものであります。

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことにもとない、会社法上の用語との整合性の確保、会社法上定款で定めることを要しない規定の削除、定款にその定めがあるものとみなされる事項についての明確化、その他会社法に対応して所要の変更をおこなうものであります。

会社法に対応し、単元未満株式を保有する株主の権利を明確化するため、変更案第9条の規定を新設するものであります。

「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことにもとない、株主の皆さまによる株主総会参考書類等へのアクセスを容易にするために、株主総会等のインターネット開示をおこなえるよう、変更案第15条の規定を新設するものであります。

会社法の規定により、議決権を有する株主代理人の数を定めることが可能になったため、それを定めるものであります(変更案第17条)。

会社法の規定により、定款に定めれば取締役会の書面決議が可能となることにもとない、機動的な取締役会の運営をはかるため、変更案第24条の規定を新設するものであります。

厳しい経営環境のもとでも、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役及び監査役の責任を限定する旨、変更案第27条及び変更案第34条に関する規定を新設するものであります。なお、変更案第27条の責任免除及び責任限定に関する規定の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。

剰余金の処分、配当の決定を取締役会の権限とすることが可能となることにもとない、財務戦略の機動性や経営基盤の安定性を確保するため、変更案第36条の規定を新設するものであります。上記変更にもとない、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更をおこなうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木曜日)

以 上

変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) マイクロコンピュータ応用電気機械器具及びその部品の開発、製造、販売</p> <p>(2) 医療機械器具の販売</p> <p>(3) 計量器具の販売</p> <p>(4) コンピュータとその関連機器に関するハードウェア及びソフトウェアの開発・製造ならびに販売・賃貸</p> <p>(5) マルチメディア関連機器の研究・開発・販売</p> <p>(6) 前各号に附帯または関連する物品の輸出入業</p> <p>(7) マルチメディア関連情報サービスの提供</p> <p>(8) 情報処理に関するコンサルティング業務</p> <p>(9) 情報提供・処理サービス業、電気通信事業、有線放送事業及び一般放送事業 (新設)</p> <p><u>(10) 前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、66,747,000株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行通り)</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) (現行通り)</p> <p>(3) (現行通り)</p> <p>(4) (現行通り)</p> <p>(5) (現行通り)</p> <p>(6) (現行通り)</p> <p>(7) (現行通り)</p> <p>(8) (現行通り)</p> <p>(9) (現行通り)</p> <p>(10) <u>不動産の売買及び賃貸</u></p> <p>(11) <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、66,747,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 当社の <u>1 単元の株式の数</u>は、100株とする。 当社は、1 単元の株式の数に満たない株式 (以下単元未満株式という) に係わる株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式</u>に係る株券を発行しない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> <u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u> <u>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第15条 当社の取締役は、20名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 (現行通り)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任の方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第20条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(選任の方法)</p> <p>第19条 (現行通り) 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> (現行通り)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時</u>までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行通り) 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(報 酬)</p> <p>第22条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報 酬 等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第23条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 (現行通り)</p>
<p>(選任の方法)</p> <p>第24条 監査役は、株主総会において選任する。監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(選任の方法)</p> <p>第29条 (現行通り)</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任 期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤の監査役) 第26条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第27条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>(常勤の監査役) 第31条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第32条 (現行通り)</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催</u>することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法) 第28条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(報 酬) 第29条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報 酬 等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除) 第34条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であら</u> <u>かじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第30条 当社の営業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関) 第36条 <u>当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
<p>(利益配当金) 第31条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> <u>前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第33条</u> 利益配当金又は中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第38条</u> 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>